

○厚生労働省告示第百二十三号

介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成二十九年厚生労働省告示第三百二十号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>(技能実習の内容の基準)</p> <p>第一条 介護職種に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年^法厚生労働省^省令第三号。以下「規則」という。)第十条第二項第八号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 技能実習生が次のイ又はロに掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第二号技能実習及び第三号技能実習 日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>二 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二号技能実習について、技能実習生が次の要件を満たす場合には、当分の間、当該技能実習生は第一条第一号ロに掲げる要件を満たすものとみなす。</p> <p>一 介護の技能、技術又は知識(次号において「技能等」という。)の適切な習熟のために、日本語を継続的に学ぶ意思を表明していること。</p> <p>二 技能実習を行わせる事業所のもとに、介護の技能等の適切な習熟のために必要な日本語を学ぶこと。</p>	<p>(技能実習の内容の基準)</p> <p>第一条 介護職種に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年^法厚生労働省^省令第三号。以下「規則」という。)第十条第二項第八号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 技能実習生が次のイ又はロに掲げる技能実習の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる要件を満たす者であること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 第二号技能実習 日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>二 (略)</p> <p>(新設)</p>